

令和 7 年度介護保険事業者等集団指導

共通事項⑥ ～介護給付費算定に係る届出書の提出について～

長野県健康福祉部介護支援課

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

松本市健康福祉部高齢福祉課



介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）の提出について

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）の提出について①

届け出が必要な場合

介護保険事業者の指定（許可）を受けた後、**以下の事項について変更が生じる場合**は、届出が必要となります。

- 1 介護給付費の算定に当たって事前に届出が必要と関係告示で定められている事項
- 2 居宅サービス計画等の策定（支給限度額管理）のために必要な事項
- 3 審査支払機関や保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う上で必要な事項
* 体制届の提出が必要なサービスの種類や届出日と加算の算定開始月が異なるので注意が必要です

届け出先

各県保健福祉事務所	福祉課	2 部
長野市所在の事業所	長野市高齢者活躍支援課	1 部
松本市所在の事業所	松本市高齢福祉課	1 部

書面の場合の提出部数

届出書類

算定する加算等によって提出書類が異なります。

提出書類については、各指定権者のホームページ等でご確認ください。

※地域密着型サービス等についても添付書類が必要な場合がありますので各指定権者へ確認してください。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）の提出について②

「体制届」は、サービスの種類ごとに（法人単位ではなく、事業所・施設単位で）提出する必要があります。
「体制届」提出の際は、**加算算定要件を、関係告示や通知等により十分にご確認ください。**

	体制届の提出が必要なサービスの種類	届出日と加算の算定開始月
1	訪問介護	1～7のサービスの場合 ◎毎月15日までに届出 →届出の翌月から算定開始 ◎毎月16日以降に届出 →届出の翌々月から算定開始
2	訪問入浴介護（介護予防含む）	
3	訪問看護（介護予防含む）	
4	訪問リハビリテーション（介護予防含む）	
5	通所介護	
6	通所リハビリテーション（介護予防含む）	
7	福祉用具貸与（介護予防含む）	
8	居宅療養管理指導（介護予防含む）	
9	短期入所生活介護（介護予防含む）	9～14のサービスの場合 ◎届出が受理された日の翌月から算定開始 ※ただし、届出が受理された日が月の初日（1日）の場合は、当該月から算定開始
10	短期入所療養介護（介護予防含む）	
11	特定施設入居者生活介護（介護予防含む）	
12	介護老人福祉施設	
13	介護老人保健施設	
14	介護医療院	
15	居宅介護支援	15～22のサービスの場合 ◎毎月15日までに届出 →届出の翌月から算定開始 ◎毎月16日以降に届出 →届出の翌々月から算定開始
16	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
17	夜間対応型訪問介護	
18	地域密着型通所介護	
19	認知症対応型通所介護（介護予防含む）	
20	小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	
21	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	
22	介護予防・日常生活支援総合事業	
23	認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	23～25のサービスの場合 ◎届出が受理された日の翌月から算定開始
24	地域密着型特定施設入居者生活介護	
25	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）の提出について③

情報掲載先ホームページ

- (1) 長野県指定事業所の場合
 - ① 担当課 健康福祉部介護支援課、各保健福祉事務所福祉課
 - ② 掲載先 県トップページ> 県政情報・統計> 組織・行財政> 組織・職員> 長野県の組織一覧（本庁）> 介護支援課紹介> 介護給付費の算定に係る届出様式関係
 - ③ 掲載URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/h24-02/sante.html>
- (2) 長野市指定事業所の場合
 - ① 長野市 保健福祉部高齢者活躍支援課
 - ② 掲載場所 長野市トップページ> MENU> 健康・医療・福祉> 高齢者福祉・介護> 介護保険に関する事業者向け情報
 - ③ 掲載URL <https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002497.html>
- (3) 松本市指定事業所の場合
 - ① 松本市：健康福祉部高齢福祉課
 - ② 掲載場所 松本市トップページ> 健康・福祉> 福祉・介護> 高齢者介護サービス事業所向けの情報など
 - ③ 掲載URL <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kourei/1813.html>
- (4) 厚生労働省ホームページ
 - ① 掲載場所 厚生労働省トップページ> 福祉・介護> 介護・高齢者福祉
 - ② 掲載URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index.html

所属	部	課	担当（係）名	電話	F A X
長野県	健康福祉部	介護支援課	サービス係	026-235-7121	026-235-7394
		地域域福祉課	福祉監査担当	026-235-7128	026-235-7172
長野市	保健福祉部	高齢者活躍支援課	介護施設担当	026-224-5094	026-224-5126
		福祉政策課	福祉監査室	026-224-7324	026-224-5106
松本市	健康福祉部	高齢福祉課	介護給付担当	0263-34-3213	0263-34-3016
		福祉政策課	福祉監査担当	0263-34-3287	0263-34-3204

受講報告について

「説明動画の視聴＋資料の閲覧」→ 受講確認票の提出 → 出席となります。

提出方法

「ながの電子申請サービス（長野県）」より受講確認票を申請してください。

注意事項

- ✓ **同一事業所で複数のサービスを行っている事業所はサービス種別毎に報告をお願いします。**

（例：訪問介護及び通所介護事業所を運営している場合、訪問介護、通所介護それぞれのサービス種別毎で受講報告をお願いします。）

- ✓ 医療みなし事業所及び施設みなし事業所は本集団指導における受講対象に含みます。
- ✓ 居宅介護支援事業所、地域密着型サービス、総合事業サービスは本集団指導の受講対象から除きます。

（当該サービスの集団指導については、各指定権者（市町村、広域連合）へお問い合わせください。）

- ✓ 休止中の事業所は回答不要です。
- ✓ **長野市及び松本市所在の事業所については、各市に受講確認を報告してください。**

長野県への受講報告はこちら
の二次元コードから申請が
可能です

★受講確認票の提出締切日は**令和8年1月16日（金）**です。

（締切日以降は受付できなくなります。）

